

災害に伴う自動車税の環境性能割・軽自動車税の環境性能割の減免について

京 都 府

京都府では、被災された自動車に代わるものとして新たに取得された代替自動車に対する環境性能割の一定額について減免する制度を次のとおり設けております。

1 減免の対象となる環境性能割

自動車が災害により被害を受けたことにより、新たに自動車を取得される時に課税される環境性能割が減免の対象となります。

2 減免の要件

以下の要件を満たす場合に減免を受けることができます。

- ① 原則として被災自動車が廃車手続きがされていること
- ② 代替自動車の取得が災害のあった日から6月以内であること
- ③ 原則として被災自動車と代替自動車の名義が同一であること
- ④ 原則として被災自動車と代替自動車の用途（乗用、貨物等）が同一であること

3 減免額

被災自動車の被災前日の価額に税率を乗じた額が減免額となります。

※ 価額の算定は、京都府自動車税管理事務所が行います。

4 手続

代替自動車の登録時（災害のあった日から6月以内）に、以下の書類を添えて以下の問い合わせ先の事務所まで減免申請書を提出してください。

なお、既に代替の自動車を取得され環境性能割を納付されている場合でも、申請により還付されます。（代替自動車登録後の申請書の提出は、郵送又は最寄りの府税事務所等でも可能です。）

- ① 被災自動車が災害を受けたことを証する書類（自動車のナンバーが確認できるもの）
例：市町村が発行するり災証明書等、損害保険会社が発行する書面又は当該自動車の写真（被災を確認するに足る程度のもの）等
- ② 被災自動車が抹消登録されたことを証する書類の写し
例：登録識別情報等通知書、登録事項等証明書、自動車検査証返納証明書
- ③ 代替自動車の自動車検査証の写し

5 問い合わせ先

〒612-8677 京都市伏見区竹田向代町49-4

京都府自動車整備商工組合教育センター3階

京都府府税事務所自動車税管理事務所 課税課

TEL 075-672-6155

FAX 075-672-2995